

令和6年度 いじめ防止基本方針

I いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、人として許されない行為である。しかしながらどの児童にも、どの学校でも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって一過性ではなく、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められることを確認する。

II 本校のいじめ防止基本方針

- ・組織を生かして児童の変化をいち早く捉え、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- ・子供の発達段階の面からいじめの背景を捉え、表面上の指導でなく心を育てる根本的な解決策を構築していく。

III 未然防止に向けた取組

(1) 人権教育の充実

- ①「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した教職員研修を通して、教職員の人権意識を高める。
- ②各教科において、生命尊重・人権感覚を磨く単元について教材研究を行い指導の充実を図る。

(2) 特別の教科道徳の充実

- ①道徳授業地区公開講座等を通して、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。
- ②道徳科授業の年間計画に基づく適切な実施と児童の実態に応じた教材研究を行う。

(3) 自尊感情を高める学習活動、学年・学校行事

- ①月1回縦割り班遊びを実施し、異学年の交流において他者を認め思いやる心を育成していく。
- ②外部講師等による出前授業等を取り入れ、様々な方向から物事を考えられる児童を育てる。
- ③達成感を味わうことのできる体験活動を計画的に取り入れていく。
- ④セーフティ教室や「SNS 東京ルール」を活用し、児童の情報モラルの指導を徹底する。

(4) 公的な調査や教材、事業を活用した指導

- ①「ふれあい月間」において、年3回いじめに関する指導を実施する。
- ②特別支援教室を活用し配慮が必要な児童についての関わり方や支援策を学び、自己肯定感をもたせる指導を心掛けていく。

(5) 教職員の研修

- ①「いじめ総合対策（上・下巻）」を活用した研修を行い、いじめを生まない集団づくりの実践を行っていく。
- ②校内でのいじめ防止やSOSの出し方に関する研修会を実施し、いじめ問題に対する理解と対応を学び、教職員の資質向上を図る。

IV 早期発見・早期対応のための取組

(1) アンケート調査を活用したいじめの実態把握

- ①いじめのアンケートの結果から、いじめ被害児童をいち早く発見し、いじめ防止委員会で個別の対応と全体の対応策を講じていく。
- ②スクールカウンセラーとの5年生の全員面接の実施や日常の相談室利用等、相談体制の整備を行う。

(2) いじめを発見しやすい教職員の組織体制

- ①月1回いじめ防止委員会及び毎週生活指導夕会を開催し、各学年の児童の様子を共有するとともに、担任一人が抱え込まず組織で対応していく。
- ②特別支援教育コーディネーターを中心に、専科教員、養護教諭、スクールカウンセラーやピアティーチャー、学生ボランティアと密に連携を図り、日頃の児童実態の把握に努める。
- ③児童の気になる様子は、生活指導全体会や生活指導夕会等で共有し、日頃から全職員で見守る姿勢をもつ。

(3) 子供の思いを吐露させる指導

- ①いじめの加害児童がなぜそのような行為に至ったかを丁寧に聞き取り、心情に寄り添いながら、問題処理にとどめることなく継続的な支援とケアを実施していく。
- ②被害児童が安心して登校できる環境づくりと、心理的ケアを行う。
- ③いじめを集団の病理として捉え、個人の指導と集団における指導を同時に行う。

(4) 保護者、地域との連携

- ①学校便りや保護者会等を通して、いじめについて取組姿勢の理解を図るとともに保護者からの情報が得やすい環境を整える。
- ②保護者会や道徳授業地区公開講座、学校運営協議会等を活用し、学校のいじめ防止の取組を示し、地域との情報交換を密に行うとともに、いじめ防止の基本方針について周知を徹底する。
- ③学童クラブや各専門機関と連携を図り、学校外での児童の様子からいじめの早期発見に努める。

V 重大事態に対する取組

(1) いじめ防止委員会の緊急時の臨時開催と正確な実態把握

- ①保護者、関係機関等様々な観点からの情報を収集し、いじめの全体像を把握する。
- ②被害を受けた児童、加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、今後の指導方針を説明する。
- ③状況に応じ心理学の専門職等から、いじめ問題解決の方向性について指導・助言を得る。
- ④早急にすべき手立てと長期的な手立てを見極め、校内組織を生かし共通理解を図る。

(2) 被害児童ケアと加害児童への働きかけ

- ①スクールカウンセラー、各相談機関、養護教諭等が連携し被害児童に対する心理的なケアを行う。
- ②加害児童の心理的問題に着目し、保護者、学校、専門機関やスクールカウンセラーと協力しながら継続的な支援を実施することで再発防止に努める。

(3) 教育委員会・関係機関との連携

- ①多摩市教育委員会への報告と連携、児童相談所等の福祉期間や医療機関と連携を図る。
- ②多摩市教育相談室やスクールソーシャルワーカーと連携を図り、被害、加害両児童の支援について指導・助言を受けながら継続的に実施していく。

(4) 保護者・地域との連携

- ①状況に応じて、校長の判断により警察への相談や民生児童委員との連携を図る。
- ②状況に応じて、校長の判断により緊急保護者会を開催する。